

平成25年度 首里城祭

国王・王妃 募集



応募締切

平成25年

8月31日(土)

当日消印有効

10月25日(金)～11月4日(月)に開催する首里城祭の国王・王妃を県民から広く募集いたします。
選出された方は、他にも首里城公園が主催するイベントにて、国王・王妃としての役割を担っていただきます。
琉球王国時代の再現儀式を通して、沖縄の歴史・文化を体験してみませんか。皆様ふるってご応募ください。

昨年選出された国王・王妃

応募資格

- (1)国王 ①心身ともに健康であること。②年齢18歳以上。
③身長170cm以上、体格に優れ重厚な風格を備えた者。

- (2)王妃 ①心身ともに健康であること。②年齢18歳以上。
③女性は身長160cm以上、髪の長さが肩下まである者。

- (3)その他条件 ①沖縄県内在住者(生活実態を有する者)
②未成年者の応募は保護者の同意が得られていること。
③以下の首里城祭行催事や首里城公園の行催事に
参加できる者。(日程については全て予定です。)

- 首里城祭行催事 ◀
◆「琉球王朝絵巻行列」【平成25年10月27日(日)】
◆「古式行列」【平成25年11月3日(日)】

- 首里城公園行催事 ◀
◆「冊封使行列・冊封儀式」【平成25年10月26日(土)】
◆「新春の宴」【平成26年1月1日(水)2日(木)3日(金)】
◆「中秋の宴」【平成26年9月予定】

- その他 ◀
◆『「国王・王妃」の派遣等に関する要領』に基づき、
本人の了承も得られ、事務局長が決定した行催事への参加。
(要領は、HPにて掲載)

選考方法

一次審査…書類選考 平成25年9月上旬予定

※審査結果は、HP内にて結果報告。

最終審査…公開選出大会 平成25年9月22日(日)予定

選出者

国王・王妃 各1名…認証状の授与、賞金5万円、副賞
次点(国王・王妃 各1名)…賞金3万円、副賞

応募方法

氏名・年齢・住所・電話番号(常時連絡可能な番号)・職業・身長・応募動機・
自己PRを専用応募用紙に明記し、全身写真(判)(女性は髪の長さが確認
できる写真)と証明写真を貼付の上、下記応募先へ郵送。

※応募された資料は、返却しませんのでご了承ください。

応募用紙の個人情報は、本選考以外に使用しません。

※専用応募用紙は、首里城公園ホームページからダウンロードできます。

応募・お問合わせ先

首里城祭実行委員会事務局

(首里城公園管理センター内)

〒903-0815

沖縄県那覇市首里金城町1丁目2番地

電話番号/098-886-6151

受付時間/午前10時～午後6時まで 土日除く



平成25年度 首里城祭国王・王妃 応募用紙

No. _____

年 月 日現在

ふりがな	応募項目
氏名	国王・王妃
生年月日 年 月 日生 (満 歳)	男・女

写真を貼る位置

- ① 縦 36~40mm
- ② 横 24~30mm
- ③ 本人単身胸から上
- ④ 3ヶ月以内に撮影されたもの
- ⑤ 裏面に氏名を記入してのり付け

ふりがな

現住所〒

連絡先

電話

携帯電話

職業(学生は、学校名も記入)

身長

cm

応募動機

自己PR

写真添付欄

下記の内容のものを添付してください

- ① L判プリント
- ② 本人全身(女性は髪の長さが確認できるもの)
- ③ 3ヶ月以内に撮影されたもの
- ④ 写真裏面に氏名を記入してのり付け

募集のことを何で知りましたか? (複数回答可)

1. 新聞 2. ラジオ 3. ポスター 4. H.P 5. その他 ()

「国王・王妃」の派遣等に関する要領

首里城祭実行委員会

(目的)

第1条 この要領は、首里城祭実行委員会において定められた「国王・王妃公開選出大会実施要領」に基づき、県民から広く一般公募によって選出された「国王・王妃」の役割や諸行催事に従事する際の必要な基準を定め、適正な管理運営を図ることを目的とする。

(職務及び役割)

第2条 「国王・王妃」は、「国王・王妃公開選出大会実施要領」に定める「目的」の趣旨に則り、首里城祭行催事の「琉球王朝絵巻行列」「古式行列」はもとより首里城公園の行催事である「冊封使行列・冊封儀式」、「新春の宴」、「中秋の宴」において「国王・王妃」の役割を果たすことを主任務とする。

2. その他、第4条に定める「派遣基準」に基づき、必要と認められた行催事に従事できるものとする。

(運営管理)

第3条 「国王・王妃」の諸行催事への参加・派遣活動に際し、その適正な運用管理について首里城祭実行委員会は、「首里城祭実行委員会事務局規則・規程」組織規則第3条(5)に基づき、首里城祭実行委員会事務局（以下、事務局という。）に負託するものとする。

(主任務以外への派遣の要件)

第4条 第2条2項に基づく「国王・王妃」の主任務以外への派遣従事については、「国王・王妃」の了承が得られ、且つ、個人又は一企業の営利を目的とすると認められるもの以外の行催事で、次の各号に掲げる要件を具備することを条件とする。

- (1) 国・地方公共団体等が主催する公共的な行催事
- (2) その他、観光関連団体等が主催するもので、本県の文化、観光産業の振興に寄与すると認められる行催事

(謝礼金等)

第5条 前条の規定による「国王・王妃」の派遣については有償とし、その金額（以下、謝礼金といふ。）は、次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 首里城公園が主催する行催事、国・地方公共団体等が主催する諸催事に従事する場合は、別表「国王・王妃」謝礼金支給表甲欄に定める額とする。
 - (2) 前号で定める行催事等以外で、事務局が承認する行催事に従事する場合は、別表「国王・王妃謝礼金支給表」乙欄に定める額とする。
 - (3) 謝礼金は、行催事主催者が直接「国王・王妃」に支払い、振り込み手数料は行催事主催者が負担するものとする。
なお、行催事主催者は、謝礼金に係わる税の徴収及び納付義務を負う。
- 2 前項で定める謝礼金以外に宿泊費、交通費、衣装着付け費等の経費が発生する場合は、その経費については、行催事主催者が負担するものとする。

(派遣の決定)

第6条 首里城祭及び首里城公園行催事以外の催事に「国王・王妃」の派遣従事の要請がある場合は、事務局は行催事主催者から事前に所定の様式による「国王・王妃」派遣申請書を事務局長に提出させるものとする。

2. 前項により派遣申請があったときは、事務局長は行催事内容を十分に検討するとともに、沖縄

の歴史と文化の象徴としての首里城「国王・王妃」の品格・尊厳保持の視点を基本的判断基準とし、役割、位置づけ等の確認審査を行い、派遣の決定をするものとする。

3. 派遣の決定者は、「首里城祭実行委員会事務局規則・規程」組織規則第2条に基づき、事務局長とする。

(職務の代理)

第7条 「国王・王妃」に事故ある場合は、次点者でその役割を担うものとする。

(禁止事項)

第8条 「国王・王妃」の品位を保持するため、「国王・王妃」及び行催事主催者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 業務における事務局が指定した「国王・王妃」衣装以外の衣装着装（着付け方法等も含む）。
- (2) 「国王・王妃」としてのCM（写真撮影を含む）出演及びモデル、司会、ガイド等これに類する一切の行為。
- (3) プライベートの時間であっても「国王・王妃」にふさわしくない公序良俗に反する行為。
- (4) 業務における午後10時以降の拘束（業務外、私服時も含む）
- (5) 業務に関連し、その前後の場における酒宴接客行為。
- (6) 長時間の業務従事。
(但し、やむを得ない事由により長時間業務への従事を必要とする場合は、あらかじめ事務局長の了解を得るものとする。この場合、適宜、「国王・王妃」の休息時間を設けることとする。)

(災害補償)

第9条 行催事従事の際に被る災害（国王・王妃の身体及び衣装の損害）に対する補償については、行催事主催者の責任と負担においてイベント保険等への加入など適切な措置を講ずるものとする。

(業務完了報告)

第10条 派遣申請者（行催事主催者）は、業務終了後一週間以内に所定の様式に必要事項を記入し、写真等を添付のうえ、事務局長に書面にて報告するものとする。

(従事した行催事の報告)

第11条 事務局は、「国王・王妃」が任期中に従事した行催事について、実行委員会の場で書面にて報告するものとする。

付則 この要領は、平成25年7月31日より施行し、同日より適用する。

別表 「国王・王妃」謝礼金支給表（日額）（単位：円）

区分	甲	乙
金額	10,000	13,000

※甲：国及び地方公共団体等 乙：甲以外のもの

※この表で日額とは、時間の長短に関係なく従事した日をもって一日とする。

※移動日で「国王・王妃」が拘束される場合においても一日とする。